

記載例

(使用貸借)

字 削除

字 加入



実印



みとめ印

○申請者は赤字の部分を記入してください(黒字部分は事務局で記入します)。
○提出部数は3部です。(譲渡人・譲受人が各1名の場合)

字 削除

字 加入



実印



みとめ印

使用貸借契約書

貸人及び借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。
この契約書は、2通作成して貸人及び借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を平川市農業委員会に提出する。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

貸す人

貸人(甲) 住所 平川市〇〇〇〇〇 △△△-△△

氏名 平川 太郎



実印

借りる人

借人(乙) 住所 平川市〇〇〇〇〇 △△△-△△

氏名 平川 次郎



みとめ印

1 使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別紙記載の土地、その他の物件を使用させる。

2 貸借の期間

- (1) 貸借の期間は 許可日 から 〇〇年 〇〇月 〇〇日 までの 〇〇年間 とする。
- (2) 貸借期間満了前に乙に事故ある時(民法第599条)は、貸借が消滅する。

3 転貸または譲渡

乙は、転貸又は譲渡について、本人またはその世帯員が農地法2条第6項に掲げる事由により目的物を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。
その他の事由により転貸し、または譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

4 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) 農業災害補償法に基づく共済掛金は、乙が負担する。
- (3) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費用は、乙が負担する。

5 契約の変更

契約事項を変更する場合には、変更契約書を作成し、かつ、農業委員会に通知しなければならない。

6 その他

この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

平川市 地目

大字	字	地番	地目		面積 (m ²)	利用 状況	10a当たり 普通収穫高 (kg)	所有者 氏名 (名称)	利用者	
			登記簿	現況					氏名 (名称)	利用 権限
柏木町	藤山	〇〇-〇	田	田	〇〇〇	水稻	〇〇〇	平川太郎	同左	所有権
〃	〃	〇〇-〇	〃	畑	〇〇〇	野菜	〇〇〇	〃	〃	〃
〃	〃	〇〇-〇	〃	〃	〇〇〇	〃	〇〇〇	〃	〃	〃
計	〇 筆	〇,〇〇〇	m ²		備考					